

選択約款

(ガス暖房契約)

令和6年6月1日 実施

西日本ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	2
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更または解消	3
11. そ の 他	3
付 則 1. 実施の期日	4
(別表) 1. 早取料金の算定方法	5
2. 適用区分	6
3. 料金表 (ガス暖房契約)	6

ガス暖房契約

1. 目的

この約款は、当社の製造供給設備の効率的な利用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス暖房契約選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された供給条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客様は(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
ただし(4)に定める場合を除きます。
- ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上の開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当を判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更を使用とする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「暖房」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用するガストーブ、ガスファンヒーター、ガスエアコン等により、暖房を行うものをいいます。
- (2) 「適用期間」とは12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）までの6か月間をいい、「その他の期間」とは、6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの6か月をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、8.に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税率の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

ガスを熱源として暖房を使用する需要で、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この約款に関する契約は、当社が申込を承諾した時に成立いたします。
- (2) 契約期間は次の期間といたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- ② ガス小売供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）または他の選択約款からこの約款へ変更した場合には、この約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この約款への変更の日までといたします。
- ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月

の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (3) 当社は、この約款の契約期間満了前に解約または一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約または一般契約への変更が設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまがこの約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの約款、一般契約または他の選択約款にもとづく料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの契約にもとづく料金をガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスマーティーの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早取期間」といいます。)に行われる場合には、早取料金(消費税等相当額を含みます。)を、早取期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。
なお、早取期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、ガス暖房契約の適用期間には別表の料金表を、その他の期間にはガス小売供給約款の料金表を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表1.(3)のとおりといたします。
 - イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
$$= \text{基準単位料金} + 0.127 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$
 - ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
$$= \text{基準単位料金} - 0.127 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)
上記の算定によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。
- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
 - ① 基準平均原料価格(トン当たり)
67,220円
 - ② 平均原料価格(トン当たり)
別表1.(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(備考)

トン当たり LPG 平均価格は、当社の本社等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または 2. (2) によりこの約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4. の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は令和6年6月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (11) 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収
料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定し
た調整単位料金を適用いたします。
- (12) 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収
料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定し
た調整単位料金を適用いたします。

2. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が10立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

3. 料金表

(1)料金表A (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	適用期間	935.00円
-------------------	------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	379.50円
------------	---------

③ 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに8. の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(2)料金表B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	適用期間	1,730.00円
-------------------	------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	300.00円
------------	---------

③ 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに8. の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3)料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	適用期間	4,730.00円
-------------------	------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	200.00円
------------	---------

③ 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに8. の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。